

〔平 25.12.2〕
〔総 4 - 7〕

税制調査会会長 中里 実 様

特別委員 岡村 幸四郎

(川口市長)

法人課税のあり方に関する意見について

このことについて、地方団体の立場から下記のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

地方法人課税は、法人が地域において地方団体から様々な行政サービスを受けていることから、受益に応じた負担を法人に求めるものであり、地方団体にとっての基幹税として、重要な役割を果たしている。

また、国の法人税の34%は、地方固有の財源である地方交付税の原資として、地方団体の貴重な税財源となっている。

このため、地方団体の厳しい財政状況に鑑みれば、地方法人二税の税率はもとより、国の法人税の税率についても、単に法人の負担軽減のために代替財源もなく引き下げることが困難である。

したがって、法人実効税率の議論に際しては、地方財政に与える影響も十分考慮して、慎重な検討が必要である。